平成２５年（フ）第３５１号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―1108号　県営天久高層住宅
債務者　岸本　　馨
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５２号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―1108号　県営天久高層住宅
債務者　岸本　榮子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３７７号
沖縄県浦添市沢岷２丁目19番11―202号イーエムマンション
債務者　城内　勇太（旧姓冨名腰）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９７８号
東京都八王子市追分町17番16―205号
債務者　山上　裕樹
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０６７号
東京都青梅市師岡町２丁目395番地の４ラフォーレディテ403
債務者　玉置　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９９号
釧路市鳥取北３丁目１番７号　高杉マンション３号室
債務者　岩山　善幸
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３１号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番９―413号
債務者　飯野　孝雄
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７４号
横浜市中区山元町３丁目165番地　山手グリーンハイツ102号室
債務者　山崎　明文
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８０号
神奈川県藤沢市大庭7950番地　プレインオオバ101
債務者　松本　一彦
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８１号
神奈川県藤沢市大庭7950番地　プレインオオバ101
債務者　松本　潔香
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３５号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目10番10号　金井荘203
債務者　松根　和美（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５３号
北海道富良野市字麓郷市街地の４
債務者　清野　　裕
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９６０号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目18番１―306号
債務者　栗子よしえ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９１号
静岡市清水区駒越中２丁目22番15―104号
債務者　堀　　達也
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６号
長崎県島原市梅園町丁2897番地３
債務者　古賀　明菜
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第６０３号
栃木県宇都宮市八幡台５番３号
債務者　山地千佐都（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係